

## 「昭和59年税制（住宅資金贈与制度創設）」

### （贈与税）

- ・親又は祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額について、300万円までを非課税、500万円までの部分について五分五乗方式（本来の課税額の1/5の額に見合った税率を乗じて得られた額を5倍して税額を算出することにより、同じ額を5年に分割して受贈した場合の課税額と同額とし、超過累進税率の適用を緩和する制度）による計算を行い、税額を軽減。